

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

紀美野町長

## 公表日

令和4年8月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16,59,68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第5号)第16条、第46条、第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	■情報提供は実施しない。 ■情報照会は実施する。 番号法第19条第8号 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条、第43条の2の2、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町 総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町 税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5905

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 西岡 秀育	課長	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策2. 特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策5. 特定個人情報の提供・移転不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料、子ども・子育て支援の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事前	改版に伴う変更
令和3年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納消込システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	収納消込システム 統合宛名システム	事前	改版に伴う変更
令和3年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第2、16、17、24、30、59、68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第2条、第16条、第17条、第24条、第46条及び第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16、30、59、68、94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	事前	改版に伴う変更
令和3年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1、27、28、29、42、44、45、46、94、95の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第1条、第20条、第21条、第25条、第26条、第43条、第47条	■情報照会は実施する。 番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) ■情報提供は実施しない	事前	改版に伴い情報提供廃止
令和4年8月30日	個人のプライバシー等の権利利益保護の宣言	紀美野町長	紀美野町	事後	様式改正に伴う変更のため
令和4年8月30日	I-1-②	子ども・子育て支援	項目削除	事後	評価対象人数対象外のため
令和4年8月30日	I-1-②	国民健康保険税(料)	国民健康保険税	事後	名称の一部削除によるもので重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月30日	I-3法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16.30.59.68.94項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第16条、第24条、第46条、第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第16.59.68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第5号)第16条、第46条、第50条	事後	名称変更や評価書対象人数の減による項目一部削除で重要な変更にあたらないため
令和4年8月30日	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報照会は実施する。番号法 第19条第8号 別表第二(27の項、82の項、94の項、116の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)</li> <li>■情報提供は実施しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■情報提供は実施しない。</li> <li>■情報照会を実施する。</li> </ul> 番号法第19条第8号 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第20条、第43条の2の2、第47条	事後	法改正に伴う項番号追加
令和4年8月30日	I-8 連絡先	紀美野町 総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430	紀美野町 税務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5905	事後	様式改正に伴う変更のため
令和4年8月30日	II-1	1万人以上10万未満	1,000人以上1万人未満	事後	人口減少による見直し
令和4年8月30日	II-1	令和1年5月31日 時点	R4年7月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため
令和4年8月30日	II-2	令和1年5月31日 時点	R4年7月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点変更のため